

大桑村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

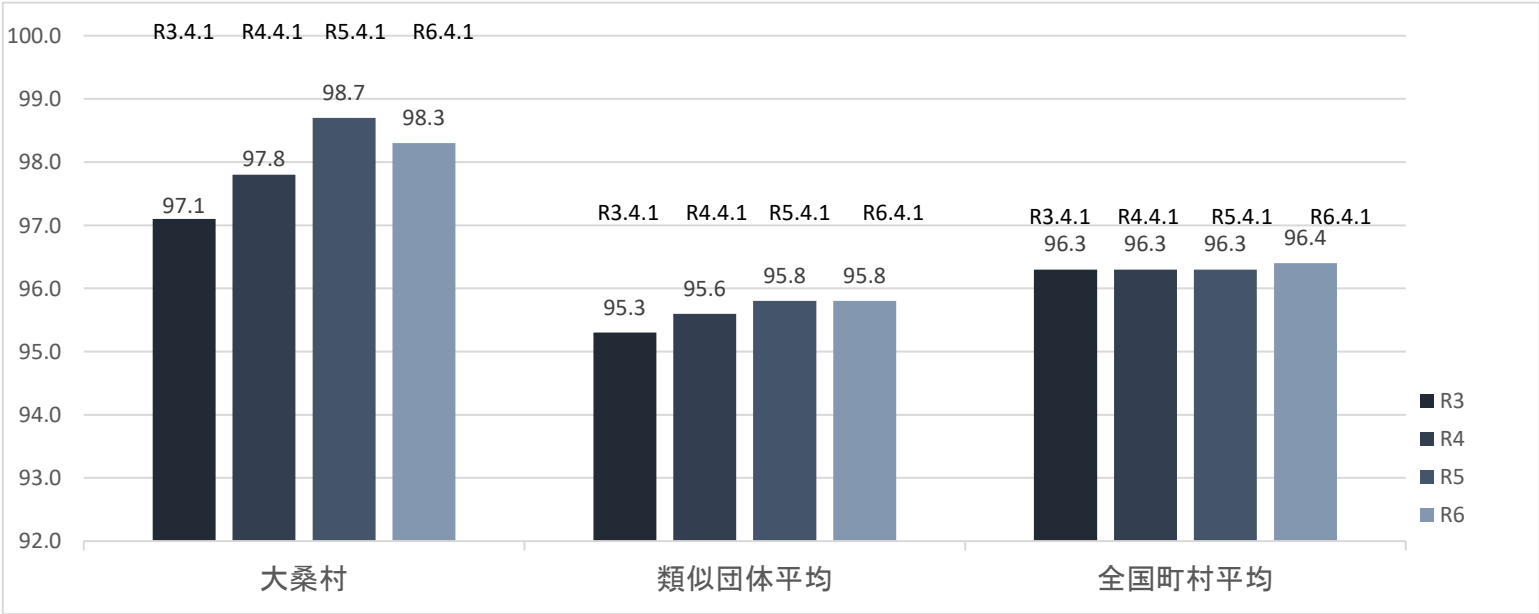
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
5	3,321	4,302,339	83,527	670,761	15.6	14.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5	70	203,808	45,100	88,349	337,257	4,818	5,608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

ア 給料表の見直し

【 **実 施** 未実施 】

(給料表の改定実施時期) 平成28年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表については平均 2 %引下げ、3 級以上の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮し、最大 4 %引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成30年 3 月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ 地域手当の見直し

該当はありません

ウ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当について国と同様に見直しを実施しています（平成27年 4 月 1 日）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大 桑 村	38.8 歳	294,619 円	332,241 円	317,618 円
長 野 県	45.0 歳	327,900 円	395,182 円	360,633 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	302,599 円	348,683 円	327,516 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		大桑村	長野県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	206,800 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	174,600 円	166,600 円

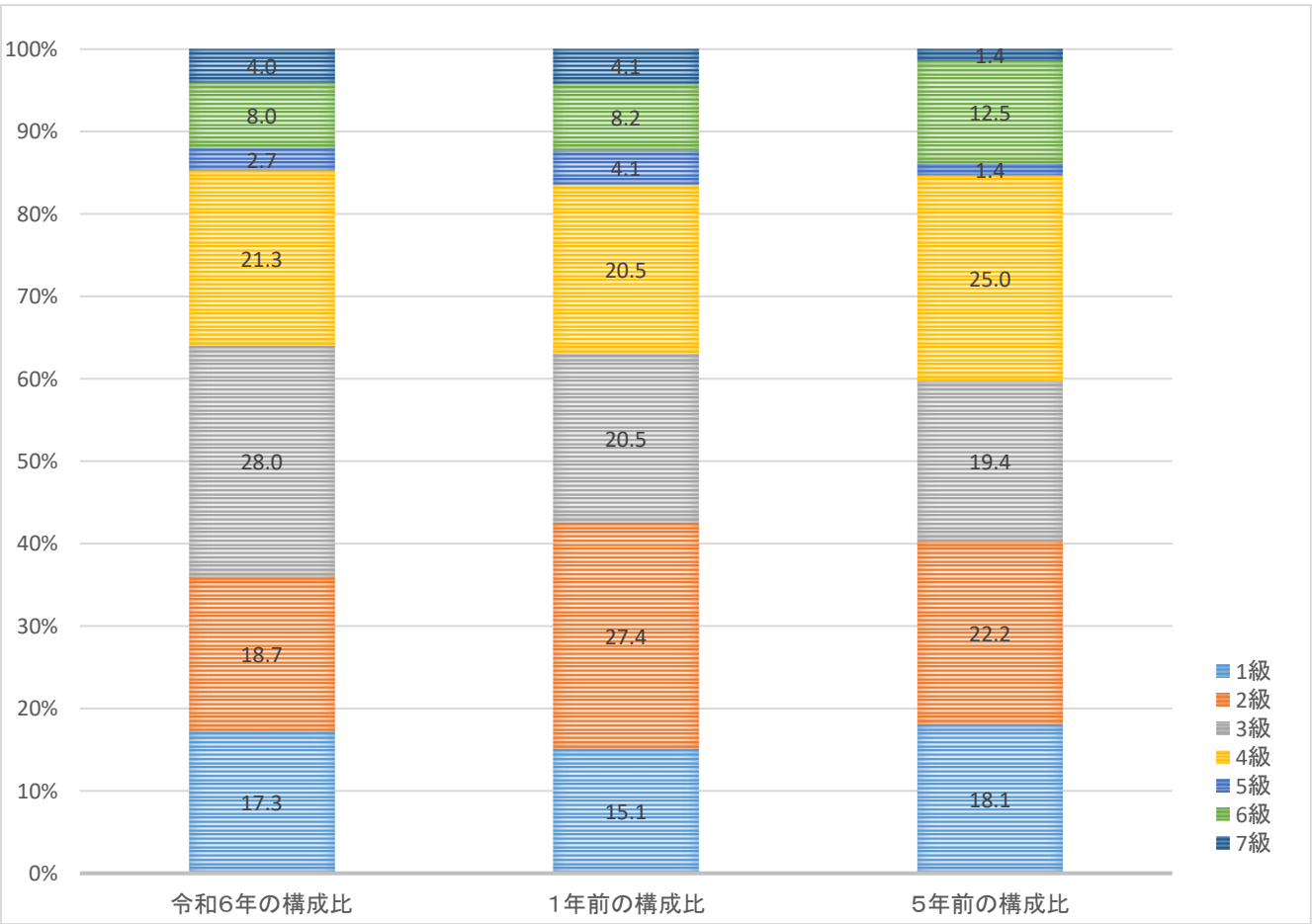
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,600 円	— 円	— 円	414,400 円
	高校卒	245,300 円	— 円	— 円	385,400 円

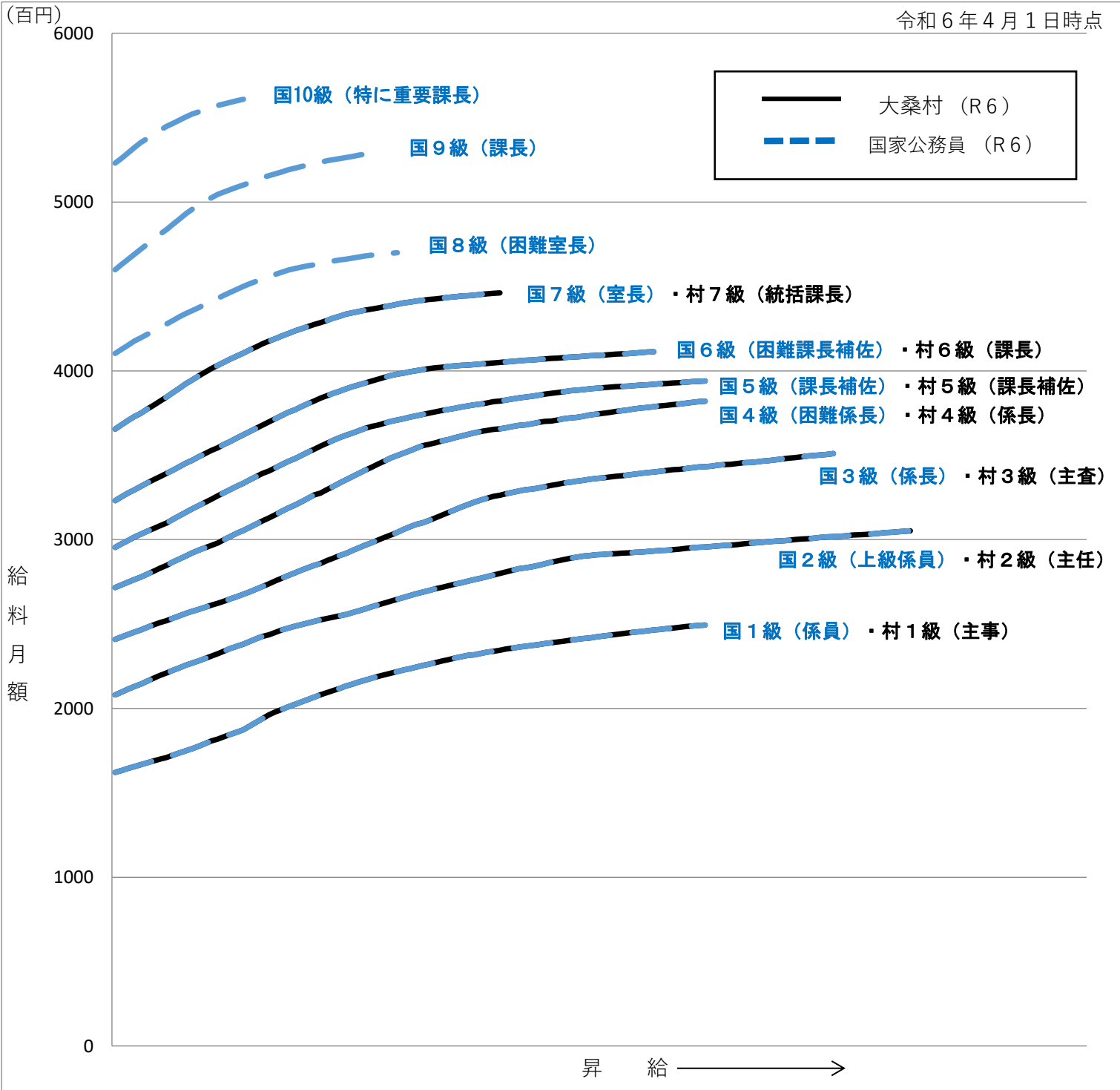
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	13 人	17.3 %	162,100 円	249,400 円
2級	主任	14 人	18.7 %	208,000 円	305,200 円
3級	主査	21 人	28.0 %	240,900 円	351,000 円
4級	上級主査・係長	16 人	21.3 %	271,600 円	382,000 円
5級	課長補佐	2 人	2.7 %	295,400 円	394,000 円
6級	課長	6 人	8.0 %	323,100 円	411,300 円
7級	統括課長	3 人	4.0 %	365,500 円	446,200 円



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準区分のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

大桑村	長野県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,420千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,714千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分（ 1.375月分） 勤勉手当 2.05月分（ 0.975月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分（ 1.375月分） 勤勉手当 2.05月分（ 0.975月分）	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分（ 1.375月分） 勤勉手当 2.05月分（ 0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 15～25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 10～25 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給の割合です。

勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準区分のみ（一律）				
イ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大桑村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職加算措置 （2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額					
4,089千円		0千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均の額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）		3 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）		1,500 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）		2.7 %
手当の種類（手当数）		6 種類
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	村税の調査、賦課及び滞納整理の事務に従事する職員	1 回につき 600 円
感染症及び家畜伝染防疫手当	伝染病が発生し又は発生するおそれのある場合において、感染症患者もしくは感染症の疑いのある患者の救護等又は人体に伝染する伝染病菌を有する家畜等もしくはその疑いのある家畜等に対する防疫作業等に従事した職員	日額 2,000 円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人の取扱作業に従事した職員	死体取扱 1 回 5,000 円 病人取扱 1 回 3,000 円
特殊現場作業手当	作業条件が著しく危険困難な場所において行われる監督、調査及び検査等の作業に従事した職員	日額 1,000 円
有害獣駆除手当	銃器による有害獣の駆除作業に従事した職員	日額 1,000 円
用地交渉手当	用地の取得又は用地の取得に伴う物件もしくは権利の補償に関し、現地において権利者との交渉に従事した職員	1 回につき 600 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	9,282 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）	160 千円
支給実績（R4年度決算）	17,382 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R4年度決算）	238 千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 父母 6,500 円 子 10,000 円 父母(配偶者無) 6,500 円 子(配偶者無) 10,000 円 特定扶養 5,000 円	同	無	5,210 千円	208,400 円
住居手当	借家で月額16,000円を超える家賃を支払 っている職員 1ヶ月限度額 27,000 円	同	無	2,037 千円	156,692 円
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃相当額 1ヶ月限度額 55,000 円 自動車等の使用者 片道2km以上10km未満 2,460円に2kmを 超える距離が1km増すごとに680円を加えた額 片道10km以上25km未満 7,900円に10kmを 超える距離が1km増すごとに620円を加えた額 片道25km以上40km未満 17,200円に25kmを 超える距離が1km増すごとに610円を加えた額 片道40km以上60km未満 26,350円に40kmを 超える距離が1km増すごとに420円を加えた額 片道60km以上75km未満 34,750円に60kmを 超える距離が1km増すごとに420円を加えた額 片道75km以上 41,050 円	異	金額・支給 区分が異なる	2,246 千円	48,826 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 課長 45,000 円 教育次長 45,000 円 議会事務局長 45,000 円 会計管理者 45,000 円 課長補佐 30,000 円	異	金額・支給 区分が異なる	5,580 千円	465,000 円
管理職特別 勤務手当	臨時又は緊急の必要により休日等に勤務 した管理又は監督の地位にある職員 休日等 6,000 円 ※勤務時間により150/100を乗じた金額 平日深夜 4,000 円	異	金額・支給 区分が異なる	72 千円	36,000 円
宿日直手当	村長が定める業務 4,400 円 円 円	同	無	1,342 千円	31,952 円
寒冷地手当	職員の区分に応じて11～3月に支給 世帯主（扶養有） 19,800 円 世帯主（扶養無） 11,400 円 その他 8,200 円	同	無	3,431 千円	54,460 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高／最低額	
給料	村 長	695,000 円 (— 円)	840,000 円	416,500 円
	副村長	610,000 円 (— 円)	705,000 円	415,000 円
報酬	議 長	242,000 円 (— 円)	395,000 円	160,000 円
	副議長	169,000 円 (— 円)	310,000 円	140,000 円
	議 員	149,000 円 (— 円)	290,000 円	130,000 円
期末手当	村 長	3.375 月分 (令和5年度支給割合)		
	副村長			
	議 長	3.375 月分 (令和5年度支給割合)		
	副議長			
退職手当	村 長	(算定方式) 退職時給与月額×在職月数×42.5/100	(1期の手当額) 14,178,000 円	(支給時期) 任期毎
	副村長	退職時給与月額×在職月数×25.4/100	7,437,120 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

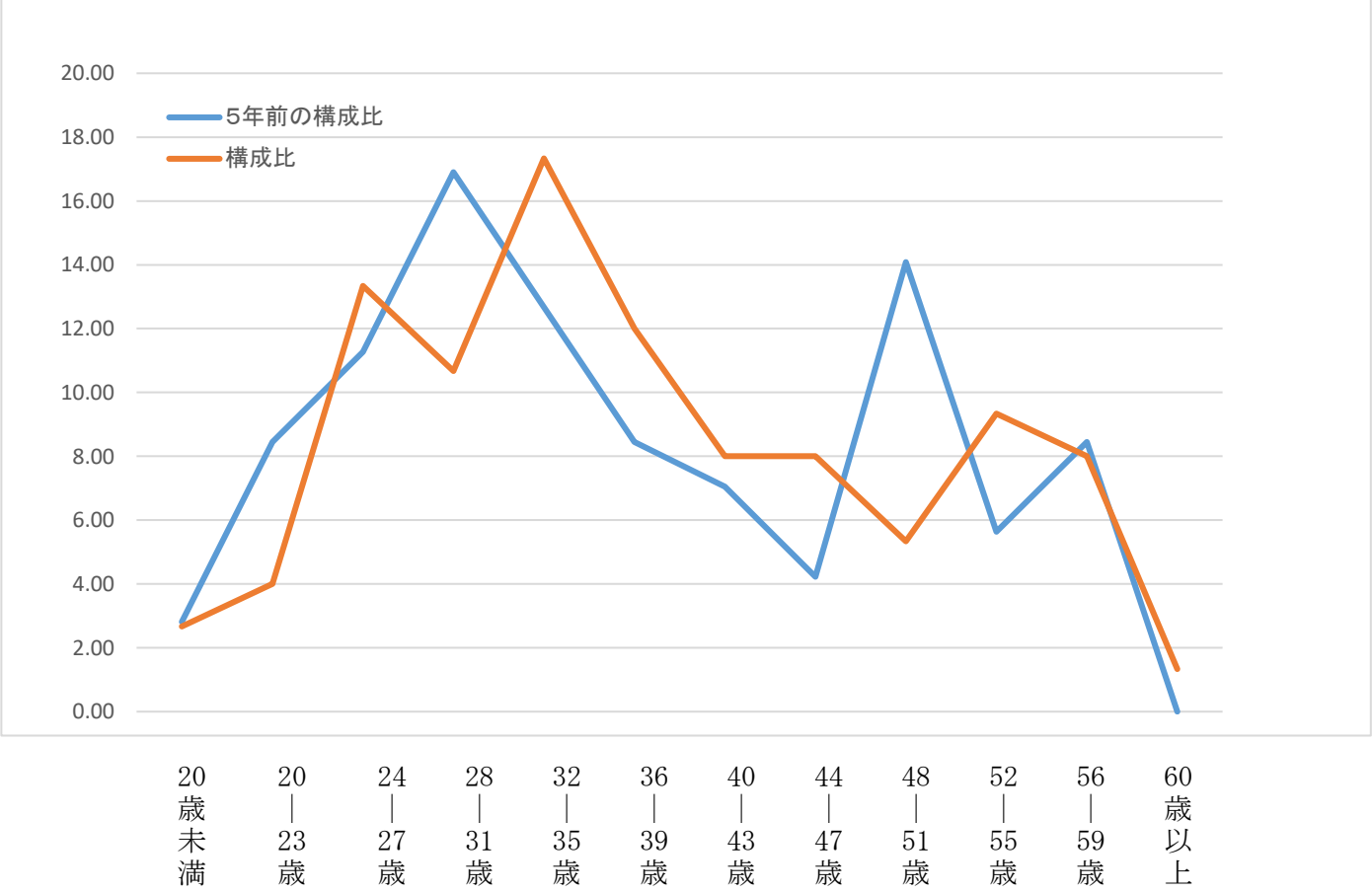
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年	主な増減理由
			令和 5 年	令和 6 年	増減数	
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務企画	18	20	2	異動に伴う人員の増
		税務	3	3	0	
		保育士	7	7	0	
		民生	11	11	0	
		衛生	7	7	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	2	2	0	
		土木	5	5	0	
		計	60	62	2	
	教育部門		8	8	0	
	小 計		68	70	2	
公営企業会計部門	水道		1	1	0	
	下水道		2	2	0	
	その他		2	2	0	
	小 計		5	5	0	
合 計			73 [80]	75 [80]	2 [0]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
- 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	3人	10人	8人	13人	9人	6人	6人	4人	7人	6人	1人	75人

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

部門	年	H31	R2	R3	R4	R5	R6	過去5年間の増減数(率)		
一般行政		63	63	64	66	62	64	1	(	1.6%)
教育		5	6	7	7	8	8	3	(	60.0%)
普通会計計		68	69	71	73	70	72	4	(	5.9%)
公営企業会計計		3	3	3	3	3	3	0	(	0.0%)
総合計		71	72	74	76	73	75	4	(	5.6%)